

令和3年3月31日

アルプスだより

同窓会アルプス会会報

信州大学医学部保健学科看護学専攻
信州大学医療技術短期大学部看護学科

第26号



埋橋から見た松本城

会長あいさつ	2
来年度の活動について	3
新任教員のご挨拶	4
退任教員のご挨拶	5
新型コロナウイルス感染症との闘い2020	6
同窓会事務局よりお知らせ	8
編集後記	8
同窓会会則	9
思い出の写真★2009年（保健学科第3期生）のアルバムより	12



信州大学
SHINSHU UNIVERSITY

会長あいさつ

14回生 (医短) 松本 早苗 (信州大学医学部附属病院 看護部)



2021年の新春を迎えアルプス会会員の皆様には益々ご清祥のことと存じます。

昨年の今頃は、得体の知れない新型コロナウイルス感染症への緊張感があったものの、まだ感染発生地域も限局しておりどのように広がっていくのかわからないものでした。その後、感染者数、地域は日毎に増加し、4月には国の緊急事態宣言が出されました。5月に緊急事態宣言は解除されましたが、感染レベルは全国各地で警報、警戒を繰り返し、第2波、第3波と続いてきました。

母校に於いては、入学式もなく、新年度が始まってすぐにオンライン授業となりました。オンラインでの授業は級友と学び合う講義室を再現するものではありません。デジタル世代であっても、画面に向かい続ける授業では目や肩の疲労を避けることができません。さらに、学業だけではなく、同世代で交流するサークル活動や、仲間で集う飲食機会が制限され、大学生活の楽しみが減っていると思います。また、アルバイトができなくなった学生さんは経済的な負担が増えています。コロナ禍以前では考えられない学生生活です。先生方にとっても学内の消毒液設置など感染予防策の徹底はもちろんのこと、オンライン授業への対応に追われ息つく間もない年度だったとお聞きしています。感染者が出れば実習ができなくなるという重圧の中での臨地実習など、気持ちを張り詰めた日々のご苦勞はいかばかりかと拝察いたします。

本会では、在学生支援として感染予防のための個人防護具補助を検討し、在校生一人ひとりに不織布マスクを1箱ずつ配布いたしました。実習や学内ではもちろん、日常生活で必須となったマスクであり、わずかではありますが、活用していただけるものとして支援させていただきました。本来であれ

ば、総会を開催し会員各位のご意向のもとで行うところでございますが、迅速な対応を考え役員会での審議をもって決定し、支援をいたしました。ホームページ上でお知らせをいたしました。本紙面で改めて、会員の皆様にご了承願えればと存じます。

昨年来、私の勤務する信大病院でもオンライン会議システムが一気に拡大し、研修や会議はオンラインが主体になりました。しかし、看護はリモートやオンラインにはなりません。看護が目の前にいる患者に手を差し伸べる仕事であることを、コロナ禍にあって改めて多くの方が再認識しました。また、感染症拡大により医療の逼迫状況や、医療へ繋がる前に命を落とす人がいることが報道され、普段は生死を意識しない世の中に死生観を問うことになっていると感じます。

先輩方が同窓会アルプス会を創設し引き継がれてきた中、2020年は役員会を文書審議化し、理事会、第26回アルプス会総会を中止し、各回生が心待ちにしている恒例の同級会も見合わせていただきました。会長として申し訳なく残念なことでした。しかし、新しい生活様式が求められる中で、同窓会としても安全で安心して情報共有を行い、親睦を図ることのできるような方式を構築していくことが課題であると考えます。ぜひ、皆様のご意見をお寄せください。

新型コロナウイルス感染症や自然災害等、今後も予断を許さない状況にありますが、同窓生の皆様のご健康とご活躍を心より祈念しております。これからも同窓会アルプス会への変わらぬご理解、ご協力をお願い申し上げます。

来年度の活動について

■ 会員のみなさまへ ― 編集委員輪番制についてのお願い

2019年7月に開催された第25回アルプス会総会において、会報編集委員を各回生の輪番制で担当していただくことが承認されました。第25号、第26号「アルプスだより」は、医療技術短期大学部看護学科8回生、20回生が担当され編集、発行をしていただきました。

次期以降については、右記の輪番表により構成される各回生に編集委員をお願いすることになります。輪番で編集委員にあたる各回生の理事の方は、編集委員のご推薦をお願いいたします。

各回生の理事、編集委員が決まりましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

【連絡先】 信州大学医学部保健学科同窓会室

〒390-8621 長野県松本市旭3丁目1番1号

【電話&FAX】 0263-37-3510

【E-mail】 mtnsopt@shinshu-u.ac.jp

■ アルプス会だよりの編集委員選出について (第25回総会資料3より) 過去の会報の編集担当者と今後の編集委員の担当回生

会報の号数	会 長	医療短大 看護学科回生	保健学科 看護学の回生
16	伊藤喜世子	7(伊藤). 10. 13. 25	
17	亀谷 博美	7. 13. 25	
18	亀谷 博美	7. 13. 17. 25	
19	青柳美恵子	7. 17. 25	
20	青柳美恵子	7. 17. 25	
21	中西美佐穂	7. 17. 25	
22	中西美佐穂	7. 17. 25	7
23	赤羽 公子	7. 17	
24	赤羽 公子	7. 17	
25	松本 早苗	8. 20. 7(伊藤)	
26	松本 早苗	8. 20. 7(伊藤)	
27(次号)	城井 三奈	9. 21	10
28	城井 三奈	9. 21	10
29		10. 22	11
30		10. 22	11
31		11. 23	12
32		11. 23	12
33		12. 24	13
34		12. 24	13
35		14. 25	14
36		14. 25	14

■ 令和2年度アルプス会活動報告

- ・同窓会報 第25号アルプスだより発行
- ・4月 入学生への祝電、入学記念品「多機能ボールペン」寄贈
- ・4月11日～4月17日 役員会メール審議(アルプス会総会開催の可否について)
- ・5月 第26回アルプス会総会及び理事会の中止について同窓会会員への通知(はかき郵送)
- ・5月22日 保健学科幹事会(Zoom 会議システム)
- ・8月 アルプス会ホームページへの事業計画案等掲載
- ・9月18日～9月30日 役員会メール審議(在校生支援等について)
- ・11月18日 在校生へマスク寄贈(ダブルワイヤーマスク 30枚入り1箱)

- ・在校生へのマスク寄贈についてアルプス会ホームページに掲載
- ・12月23日 会計監査
- ・1月 同窓会報第26号アルプスだより原稿依頼(看護学専攻入退職の先生方へ)
- ・3月1日 奥村伸生先生 最終講義 花束贈呈
- ・3月9日 藤本圭作先生 最終講義 花束贈呈
- ・3月21日 卒業式 祝電、卒業記念品「名入れハサミ」寄贈
- ・3月23日 保健学科幹事会(Zoom 会議システム)
- ・3月24日 アルプス会役員会
- ・同窓会報 第26号アルプスだより発行

お詫びと訂正

前号25号の「退任教員のご挨拶」に誤りがございましたので、お詫びをし訂正いたします。

前号25号の「退任教員のご挨拶」において、小児看護学の鈴木泰子先生のお名前が鈴木康子先生となっております。お詫びして訂正いたします。

新任教員のご挨拶

新任のご挨拶

小児・母性看護学領域 助教 川田 悠介



小児・母性看護学の助教として着任いたしました、川田悠介と申します。生まれは四国の香川県で、岡山大学を卒業しました。その後は、岡山大学病院の小児の外科病棟で看護師を9年間勤務

いたしました。看護師経験では、心臓血管外科で先天性心疾患の子どもたちの看護を中心に、肝胆膵外科、脳外科、消化器外科などの手術が必要な疾患をもつ子どもと家族の術前・術後の看護を行ってまいりました。

これまで長野県には縁も所縁もありませんでしたが、人生とは不思議なもので、信州大学でお世話になることとなり、はや1年が経とうとしております。長野県での生活や教員としての仕事は初めてのことばかりでしたが、先生方や職員の皆様、学生たちの温かいお言葉やご支援のおかげさまで、この1年過ごせてこられたなと心から感謝しています。これから、さらに助教としての任を果たせるように精進していきたいと思っております。

そして、子どもと家族の療養・生活の支援に携わりながら、学生たちが「小児看護をやってみたい」と思えるような関わりを行っていきたくと思っています。

皆様にはたくさんお世話になると思いますが、ご指導・ご鞭撻のほどよろしく申し上げます。

新任のご挨拶

成人・老年看護学領域 助教 加藤 茜



2020年4月に信州大学医学部保健学科に着任いたしました、加藤茜と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、こちらに着任してから早くも1年が過ぎようとしております。

この1年を振り返りますと、COVID-19の蔓延に揺れた第一波の時期に長野県に移り住み、初めての教員生活が始まり、右も左もわからない中、オンライン授業やテレワークなどを経験することとなりました。前期は学生との触れ合いも少なく、「教育とはどのようなものか?」をなかなか感じることもできない日々が続きましたが、後期になり実習指導や対面授業の再開などを通じて、「意思ある人」の成長を見守り、支援していくことの難しさを初めて経験いたしました。

その一方で、緊急事態宣言などの厳しい社会情勢

に翻弄されながらも、日々の講義や実習に取り組む学生の明るさと逞しさに感心する日々でもありました。信州大学の学生の多くは、親元を離れ一人暮らしをしています。学生が初めて自分自身で生活を営み、社会に飛び込む準備を行う4年間は、彼らにとってかけがえのない時間や経験となることでしょう。親御さんですら目にする事のない日々に関わっていく教員の職責を考えるにつけ、私自身が教員として研鑽していかなければならないと痛感いたします。

もうまもなく4年生の皆さんが信州大学を巣立ち、COVID-19第三波の真ただ中にある医療現場に飛び込んでいきます。学生生活とは比べ物にならない程の厳しい現実が待ち受けていることでしょう。彼らの明るさが色褪せることなく、健やかに、しなやかに生き抜いていってくれることを願ってやみません。そして、また新たに医療者を志す学生を迎え、彼らの成長の日々を見届けられることに感謝しつつ、私自身も成長していけるように努めてまいりたいと思っております。

退任教員のご挨拶

退職のご挨拶

成人・老年看護学領域 准教授 山崎 浩司



このたび、2020年度末をもって退職するにあたり、ご挨拶申し上げます。

約10年の長きに渡り、先生方・学務の方々・学生の皆さんには何かと大変お世話になりました。

厚く御礼申し上げます。

着任した2011年は、東日本大震災が起きて社会が悲しみと不安に包まれた年でした。そんな時に、縁もゆかりもない松本に東京から単身やってきて不安を感じましたが、看護学専攻の先生方を中心に、保健学科全体で私を温かく迎え入れてくださり、すぐに新しい環

境に馴染んでいくことができました。

この10年、お陰様で伸び伸びと教育、学務、研究、社会活動に取り組ませていただきました。これらを通して、保健学科および信州大学全体に、また信州という自然と人が美しいこの地域に、少しでも恩返しできたことを願うばかりです。

4月からは、お隣静岡県の公衆衛生系大学院大学に移籍します。すっかり(自称)信州人になった身としては、信州を離れるのは寂しい限りですが、この地でいただいたご縁を大切に、新天地でも精進してゆく所存です。

最後に、皆様の益々のご健勝と信州大学医学部保健学科のご発展をご祈念申し上げます。これまで本当にありがとうございました。

退職のご挨拶

成人・老年看護学領域 助教 松井 瞳(旧姓:森田)



この度、信州大学を退職することになりました。信州大学は、附属病院の看護師として4年、老年看護学の教員としては12年の合計16年間を過ごしました。この間、結婚、産休、育児

休暇もいただき、家族にも恵まれました。多くの卒業生を送り出す中で、臨床で看護師になった卒業生と病院で会ったり、遊びに来てくれたり、子どもを通して、保育園で会ったり様々でした。また、現在も看護

師として活躍する人、海外で活躍する人、家庭に入った人、他の職業を選択した人など様々であると思います。長い人生、自分に今、何が一番大事なのかということを考え、悔いのないように、生きていってほしいと思います。教員としての仕事は、大変な時もありましたが、やりがいもあり、好きな仕事でした。

今後は、長く働いた現在の仕事や皆さんとの出会いに感謝しながら、これまでの仕事をする中でやりたかったことがあり、そのためのチャレンジしたいと思っています。

附属病院の看護師の皆様、卒業生の皆様、長い間、大変お世話になりました。皆様の今後のご発展とご活躍を心よりお祈りしております。



✦ 新型コロナウイルス感染症との闘い2020

15回生(医短) 信州大学医学部附属病院 看護部 城井 三奈

皆さんにとって、2020年はどんな年だったでしょうか。1991年春に医療短大を卒業後、そのまま就職した多くの仲間にとっては、看護師30年の節目がありました。NHKの大河ドラマでも頻繁に取り上げられている戦国時代代表ともいべき織田信長の最期の時の逸話には、「人生五十年、下天の内をくらぶれば、夢幻の如くなり」という幸若舞「敦盛」の一説がありますが、【50年】という私にとって節目の1年が、人生で一番濃厚な一年となりました。とても、夢幻とはいえない激しい一年でした。

私は、2012年に認定看護師資格を取得し、以降、感染管理の仕事をしています。平常時の院内ラウンドのほか、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)に代表される耐性菌のアウトブレイクとか、結核患者との接触後対応とか、職員の血液体液曝露対応など、感染管理者としての仕事は様々ありますが、2020年は新型コロナウイルス感染症対応に多くの時間をさきました。2021年になってさらにその割合は増加しています。この原稿を執筆中の2021年1月時点では、毎日、1日の感染者数過去最多記録更新が報道され、松本医療圏でもレベルが上がっています。感染管理のスペシャリスト(ICD:infection control doctorやICN:infection control nurse)がこれほど報道に登場することはこれまでにはありませんでした。そしていよいよ二度目の「緊急事態宣言」発出となり、新型コロナウイルス感染症の蔓延で、一般市民の生活も激変しましたが、医療現場の常識……特に感染対策に関する標準的な考え方も変わりました。

新型コロナウイルス感染症蔓延以前には、標準予防策(スタンダードプリコーション)として、呼吸器症状がある人がマスクをするべきという「咳エチケット」が推奨されていました。これは特に冬季のインフルエンザをターゲットとした対策として、厚生労働省からも毎年周知されていました。しかし、2019年冬の中国武漢市発端となる、重症肺炎(のちのCOVID-19)の対策としては、「ユニバーサルマスク

ング」という新しい概念が広められました。人との接触や密な環境では、呼吸器症状がない人も、常にマスクを着用するという感染を拡げない&曝露しない対策が重要だということです。



この考え方の変更に、感染管理を主な業務としている私はパニックでした。今まで何年も標準(スタンダード)と説明してきた対策が変わり、症状がなくても常にマスクを着用することが求められたのです。今までの指導・教育は何だったのか?また、マスクの性能も明らかなエビデンスがない中、今まで購入してきた商品が品薄となり、1枚のサージカルマスクを複数日連続使用でよいという、それまでには考えられない指示を職員に向け出さざるを得なかったのです。院内で使用のサージカルマスクは購入のめどが立たない上に、購入金額もどんどん上がりました。『中国の陰謀か?!』などと、あらぬ疑惑も囁かれて、平常時からの物品管理や対策の見直しなどの重要性を再確認しました。これらの納得いかない対応はそう長くは続かず、物流が少しずつ回復し、職員の皆さんの協力もあって、不用意な感染事例が起きないうちにマスク使用制限は少しずつ緩和されてきました。職員の皆さんの協力も非常に重要でありがたかったです。

ところで、2020年2月の横浜寄港のクルーズ船(ダイヤモンドプリンセス号)から始まった日本国内での新型コロナウイルス感染症患者対応ですが、その後、当院でも病院機能に応じた患者受け入れを行っています。当初は、まだ情報が少ない中、患者さんの救命・治療とともに、何としてもスタッフの感染を防がねばならないという思いで、どんな対策が正解なのかもわからぬまま、その時にできる感染対策を行っていました。私自身は直接患者の看護は行いませんから、実際に患者の診療にあたる医師・看護師・ほかのメディカルスタッフへの感染防護指導という形でしか貢献できません。せめて、少しでも働きや

すい環境をお手伝いし、医療者またはほかの患者さんへの感染の危険が無いような対策を正しく実施してもらうことが使命であると感じています。現在のところ、診療・看護に関わったスタッフに感染者が出ていないことで、一定の成果がでていと感染対策チームの働きを自負しています。

私は常々、感染対策(管理)が医療の基本的知識・技術でありながら、何か事件(新興感染・アウトブレイクなど)がおきないと正しく認識されないという現状があると感じています。新型コロナウイルス

■初期のころの防護体制



患者CT移送の様子:筆者右端

■医師への個人防護具着脱訓練



診療チームの医師が真剣に練習

感染症は、少し緩みがちだった感染対策に警鐘を鳴らしてくれたのかもしれませんが。【標準予防策】がまるで「絵にかいた餅」的なことになっていて、「特別な感染対策がいらぬ=標準予防策」であったり、「接触予防策を行うこと=標準予防策の遵守」と表現されることがあることに違和感を感じていました。専門家である私たちICN(感染管理認定看護師)が伝えきれていないのかもしれませんが、感染対策の知識・技術は、本来であれば学生時代から学び習得すべきことであると思います。医療者として標準的な知識となってくれることを願います。感染対策の知識・技術は、患者さんのみならず医療従事者を守る内容です。また、医療現場だけでなく、家庭生活上でも役に立つ内容であるといっても過言ではありません。現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延は、家族内感染が増えてきています。家族だから仕方ないと諦めるのではなく、家族でもうつさない・うつらない新しい生活スタイルが定着することを願っています。高齢の同居家族にうつしたことで自責の念にかられても事後では遅いのです。マスクを外す飲食の場や、家族内の共有スペースでの行動が感染の危険性があると指摘されています。また、ウイルスの感染は、飛沫や接触による口・鼻・目などの粘膜からの侵入とされています。原因や経路は少しずつわかってきているので、正しい情報をもとに個人個人のできる対策を続けてほしいです。

2021年1月現在も新型コロナウイルス感染症との闘いは継続しています。いつ収束するのか先が見えない辛い日々が続いています。しかし、人類は過去の新興感染症(ペストとか天然痘とかスペイン風邪などなど)を乗り越えてきました。医学は日進月歩で、治療法・治療薬・ワクチンの開発も行われています。恐れだけで騒ぐのではなく、正しい情報のもと、医療者として自信をもって感染対策していきましょう。

同窓会事務局よりお知らせ

■会員の住所変更等の連絡について

変更のある方は、

- ①同封の住所変更届を右記の宛先に送付あるいはFAXしていただくか、
- ②アルプス会会員であること、卒業年度あるいは回生・学籍番号・氏名(旧姓)・新しい住所等を右記のメールアドレスまで送信していただきますようお願いいたします。

【住所変更連絡先】

信州大学医学部保健学科同窓会室

〒390-8621 長野県松本市旭3丁目1番1号

[電話&FAX] 0263-37-3510

[E-mail] mtnsopt@shinshu-u.ac.jp

■アルプス会事務局

理事が誰になったかや、アルプス会講演会についてなど、アルプス会の事柄についてはアルプス会事務局 akinoshi@shinshu-u.ac.jp までよろしく申し上げます。

■会報バックナンバーが同窓会HPで閲覧できます

カラー印刷での作成が始まった、2011年発行の同窓会会報アルプスだより16号から昨年発行の25号までが全て、同窓会のホームページからご覧いただけるようになりました。

信州大学医学部のホームページ → 信州大学医学部保健学科 → 信州大学医学部保健学科同窓会
→ アルプス会 → アルプス会MENU → アルプスだより

と進んでいただくと見ることができます。どうぞ、ご利用ください。

✿編集後記✿

■私たちはいま、歴史に残る大変な時代を過ごしていると思います。よく言われますが、当たり前のことかそうではなかったと日々感じるこの1年でした。いろいろな制限のある中ですが、会報が発行できてよかったです。同窓生の皆さんがそれぞれの場で今できることを続けて、マスクなしでもお会いできる日が早くなりますように。(医短20回生 篠崎真澄)

■2020年度は新型コロナウイルスの拡大によって世界中が混乱の渦に巻き込まれました。平穏な日常や人との繋がり大切さを身をもって実感する日々でした。県内や全国の医療現場で活躍する皆さんにエールを送ります。この会報をお届けできる頃にはワクチン接種も多数の方に行き渡っているのではないのでしょうか。2021年度はコロナウイルスを克服して、誰もが心穏やかな日々を取り戻せるように祈っています。(医短20回生 川合あゆみ)

■編集委員を引退したはずでしたが、少しお手伝いをする事になりました。コロナ禍で同窓会活動はできるのかとも思いましたが、少しでも在校生の支援ができた聞き、うれしかったです。医療職に対する誹謗中傷もありましたけれど、応援して下さる方々もいるから、使命感だけでなく、私たちはがんばれるのだと思います。1日も早い収束を祈ります。

(医短7回生 伊藤喜世子)

■本当に私たちは大変な時を経験しています。当たり前な生活にもどれる時が来るんだろうかと思ってしまう日々です。アルプス会総会が開催できなかったのも、いつもと違う形のアルプスだよりになりましたが、いろいろな方々のご協力を得て、なんとか会報を発行することができました。ありがとうございました。また、皆様とマスクやアルコールを気にすることなく、お会いできる日が来ることを願っています。(医短8回生 大澤薫)

会報編集委員は会報のアイデア、および懐かしい「青春の1ページ」の写真を大募集中です。

もちろん、会報へのご意見・ご感想もお寄せください。事務局または、oosawa@shinshu-u.ac.jp までお願いいたします。

同窓会会則

信州大学医療技術短期大学部・信州大学医学部保健学科看護学専攻同窓会 アルプス会 会則

※改正がありましたので、ここに新旧対照表を掲載いたします。(下線部が改正点)

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は、信州大学医療技術短期大学部・信州大学医学部保健学科看護学専攻同窓会「アルプス会」(以下「本会」という)と称する。</p> <p>第2条 本会は信州大学医学部保健学科同窓会の看護学専攻分科会として位置づけられる。</p> <p>第3条 本会は、事務局を松本市旭3丁目1番1号 信州大学医学部保健学科看護学専攻内に置く。</p> <p>第4条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校との連携を保ち、その発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>一 会員の親睦および研修に必要な事項</p> <p>二 母校の発展に関する事項</p> <p>三 会報の発行</p> <p>四 その他必要と認められる事項</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は、信州大学医療技術短期大学部・信州大学医学部保健学科看護学専攻同窓会「アルプス会」(以下「本会」という)と称する。</p> <p>第2条 本会は信州大学医学部保健学科同窓会の看護学専攻分科会として位置づけられる。</p> <p>第3条 本会は、事務局を松本市旭3丁目1番1号 信州大学医学部保健学科看護学専攻内に置く。</p> <p>第4条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校との連携を保ち、その発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>一 会員の親睦および研修に必要な事項</p> <p>二 母校の発展に関する事項</p> <p>三 その他必要と認められる事項</p>
<p>第2章 会員</p> <p>第6条 本会の会員は次のとおりとする。</p> <p>一 正会員</p> <p>イ 信州大学医療技術短期大学部看護学科の卒業生</p> <p>ロ 信州大学医学部保健学科看護学専攻(以下「本専攻」という)の在学生および卒業生</p> <p>ハ 信州大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程(看護学分野)および後期課程(看護領域)(以下「本大学院」という)の在学生および修了生</p> <p>二 特別会員</p> <p>イ 本専攻教員</p> <p>ロ 本専攻元教員</p> <p>ハ 信州大学医療技術短期大学部看護学科元教員</p> <p>ニ 前項以外のもので理事会の承認を得た者</p> <p>第7条 会員が死亡または会員たる資格を喪失したときは、退会したものとみなす。</p> <p>第8条 会員が、本会の名誉を傷つけ、または本会の趣旨に反する行為をしたときは、総会において出席会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。</p> <p>第9条 正会員のうち信州大学医療技術短期大学部卒業生は会費として5000円、信州大学医学部保健学科看護学専攻の在学生および卒業生、信州大学大学院医学系研究科博士前期課程(看護学分野)の在学生および修了生、後期課程(看護領域)の在学生および修了生は会費として2万円を納入するものとする。すでに会費を納入している本会の会員が3年次編入および大学院に進学した場合は、2万円の納入は免除される。ただし、退会または除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金は返還しないものとする。</p>	<p>第2章 会員</p> <p>第6条 本会の会員は次のとおりとする。</p> <p>一 正会員</p> <p>イ 信州大学医療技術短期大学部看護学科の卒業生</p> <p>ロ 信州大学医学部保健学科看護学専攻(以下「本専攻」という)の在学生および卒業生</p> <p>ハ 信州大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程(看護学分野)および後期課程(看護領域)(以下「本大学院」という)の在学生および修了生</p> <p>二 特別会員</p> <p>イ 本専攻教員</p> <p>ロ 本専攻元教員</p> <p>ハ 信州大学医療技術短期大学部看護学科元教員</p> <p>ニ 前項以外のもので理事会の承認を得た者</p> <p>第7条 会員が死亡または会員たる資格を喪失したときは、退会したものとみなす。</p> <p>第8条 会員が、本会の名誉を傷つけ、または本会の趣旨に反する行為をしたときは、総会において出席会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。</p> <p>第9条 正会員のうち信州大学医療技術短期大学部卒業生は会費として5000円、信州大学医学部保健学科看護学専攻の在学生および卒業生、信州大学大学院医学系研究科博士前期課程(看護学分野)の在学生および修了生、後期課程(看護領域)の在学生および修了生は会費として2万円を納入するものとする。すでに会費を納入している本会の会員が3年次編入および大学院に進学した場合は、2万円の納入は免除される。ただし、退会または除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金は返還しないものとする。</p>
<p>第3章 役員等</p> <p>第10条 本会に次の役員を置く。</p> <p>一 会長 1名</p> <p>二 副会長 1名</p> <p>三 幹事 若干名</p> <p>四 会計 1名</p> <p>五 書記 1名</p> <p>六 理事</p> <p>イ 医療技術短期大学部および医学部保健学科看護学専攻卒業生；各回生2名</p>	<p>第3章 役員等</p> <p>第10条 本会に次の役員を置く。</p> <p>一 会長 1名</p> <p>二 副会長 1名</p> <p>三 幹事 若干名</p> <p>四 会計 1名</p> <p>五 書記 1名</p> <p>六 理事</p> <p>イ 医療技術短期大学部および医学部保健学科看護学専攻卒業生；各回生2名</p>

新	旧
<p>ロ 医学系研究科博士前期課程（看護学分野）および後期課程（看護領域）修了生；各回生1名</p> <p>ハ 保健学科看護学専攻在学生；8名（各学年2名）</p> <p>ニ 医学系研究科博士前期課程（看護学分野）在学生；1名</p> <p>ホ 医学系研究科博士後期課程（看護領域）在学生；1名</p> <p>七 会計監査 1名</p> <p>八 <u>会報編集委員 4名</u></p> <p>第11条 役員は、次の職務を行う。</p> <p>一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>三 幹事は事務局において本会の実務にあたる。</p> <p>四 会計は本会の会計を司り、総会において会計報告を行う。</p> <p>五 書記は庶務記録を司る。</p> <p>六 理事は、会員の代表として本会の運営に当たる。</p> <p>七 会計監査は会計監査を行う。</p> <p>八 <u>会報編集委員は会報の発行をおこなう。</u></p> <p>第12条 役員は、次により選出又は委嘱する。</p> <p>一 会長は、総会において正会員の中から選出する。</p> <p>二 副会長は、会長が正会員の中から推薦し委嘱する。</p> <p>三 幹事は、会長が委嘱する。</p> <p>四 理事は、正会員の中から選出し委嘱する。</p> <p>五 会計は、総会において正会員の中から選出し委嘱する。</p> <p>六 会計監査は、総会において正会員の中から選出し委嘱する。</p> <p>七 書記は正会員の中から選出し委嘱する。</p> <p>八 <u>会報編集委員は正会員の中から選出し委嘱する。</u></p> <p>第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、在学生理事の任期は1年とする。再任は妨げない。</p> <p>2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。</p>	<p>ロ 医学系研究科博士前期課程（看護学分野）および後期課程（看護領域）修了生；各回生1名</p> <p>ハ 保健学科看護学専攻在学生；8名（各学年2名）</p> <p>ニ 医学系研究科博士前期課程（看護学分野）在学生；1名</p> <p>ホ 医学系研究科博士後期課程（看護領域）在学生；1名</p> <p>七 会計監査 1名</p> <p>第11条 役員は、次の職務を行う。</p> <p>一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>三 幹事は事務局において本会の実務にあたる。</p> <p>四 会計は本会の会計を司り、総会において会計報告を行う。</p> <p>五 書記は庶務記録を司る。</p> <p>六 理事は、会員の代表として本会の運営に当たる。</p> <p>七 会計監査は会計監査を行う。</p> <p>第12条 役員は、次により選出又は委嘱する。</p> <p>一 会長は、総会において正会員の中から選出する。</p> <p>二 副会長は、会長が正会員の中から推薦し委嘱する。</p> <p>三 幹事は、会長が委嘱する。</p> <p>四 理事は、正会員の中から選出し委嘱する。</p> <p>五 会計は、総会において正会員の中から選出し委嘱する。</p> <p>六 会計監査は、総会において正会員の中から選出し委嘱する。</p> <p>七 書記は正会員の中から選出し委嘱する。</p> <p>第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、在学生理事の任期は1年とする。再任は妨げない。</p> <p>2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。</p>
<p>第4章 顧問</p> <p>第14条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、総会の議を経て会長が委嘱する。</p> <p>2 顧問は、重要事項について会長の相談に応ずる。</p>	<p>第4章 顧問</p> <p>第14条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、総会の議を経て会長が委嘱する。</p> <p>2 顧問は、重要事項について会長の相談に応ずる。</p>
<p>第5章 会議</p> <p>第15条 総会は、原則として毎年1回開催し次の事項を審議決定する。</p> <p>一 事業および決算報告</p> <p>二 事業計画および予算</p> <p>三 会則の制定および改廃</p> <p>四 役員の選出</p> <p>五 顧問の推挙</p> <p>六 その他の必要事項</p> <p>2 会長は、総会を召集し、理事会の議を経て前項に定める事項を提案する。</p> <p>第16条 会長は必要と認めるとき、臨時総会を開催することができる。</p> <p>第17条 総会の議長は、出席会員の中から選出する。</p> <p>第18条 総会は、日時、場所、付議すべき事項等を示して召集する。</p> <p>第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ文書をもって意見を表示することができる。</p> <p>第20条 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。第21条 総会は、議事録を作成しこれを保存する。</p> <p>第22条 理事会は、会長、副会長、幹事、会計、書記、理事、会計監査によって組織する。</p> <p>第23条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の5分の2以上の要求があったときに開催する。</p>	<p>第5章 会議</p> <p>第15条 総会は、原則として毎年1回開催し次の事項を審議決定する。</p> <p>一 事業および決算報告</p> <p>二 事業計画および予算</p> <p>三 会則の制定および改廃</p> <p>四 役員の選出</p> <p>五 顧問の推挙</p> <p>六 その他の必要事項</p> <p>2 会長は、総会を召集し、理事会の議を経て前項に定める事項を提案する。</p> <p>第16条 会長は必要と認めるとき、臨時総会を開催することができる。</p> <p>第17条 総会の議長は、出席会員の中から選出する。</p> <p>第18条 総会は、日時、場所、付議すべき事項等を示して召集する。</p> <p>第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ文書をもって意見を表示することができる。</p> <p>第20条 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。</p> <p>第21条 総会は、議事録を作成しこれを保存する。</p> <p>第22条 理事会は、会長、副会長、幹事、会計、書記、理事、会計監査によって組織する。</p> <p>第23条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の5分の2以上の要求があったときに開催する。</p>

新	旧
第24条 理事会は、会長が召集し、議長となる。 第25条 理事会の議事は、出席者の過半数で決する。 第26条 理事会は必要に応じて委員会を置くことができる。 第27条 役員会は、会長、副会長、幹事、会計、書記によって組織する。 第28条 会長は役員会を招集し、必要事項について話し合うことができる。 第29条 会長は会報編集委員を招集し、編集会議を開催する。	第24条 理事会は、会長が召集し、議長となる。 第25条 理事会の議事は、出席者の過半数で決する。 第26条 理事会は必要に応じて委員会を置くことができる。 第27条 役員会は、会長、副会長、幹事、会計、書記によって組織する。 第28条 会長は役員会を招集し、必要事項について話し合うことができる。
第6章 会計 第30条 本会の経理は、会費および寄付金その他の収入をもって充てる。 第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。	第6章 会計 第29条 本会の経理は、会費および寄付金その他の収入をもって充てる。 第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。
附 則 この会則は、平成7年5月13日から施行する。 この会則は、平成18年7月29日から施行する。 この会則は、平成19年7月14日から施行する。 この会則は、平成21年7月11日から施行する。 この会則は、平成22年7月10日から施行する。 この会則は、令和元年7月6日から施行する。	附 則 この会則は、平成7年5月13日から施行する。 この会則は、平成18年7月29日から施行する。 この会則は、平成19年7月14日から施行する。 この会則は、平成21年7月11日から施行する。 この会則は、平成22年7月10日から施行する。

アルプス会会計細則

1 同窓会費

- (1) 信州大学医療技術短期大学部卒業生は終身会費として5,000円
- (2) 信州大学医学部保健学科看護学専攻在校生および卒業生は終身会費として2万円。保健学科在学中あるいは卒業後に保健学科同窓会に納入した保健学科同窓会費6万円より看護学専攻分科会費として2万円が納入される。
- (3) 信州大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程（看護学分野）の在學生および修了生、後期課程（看護領域）の在學生および修了生は終身会費として2万円。前期課程および後期課程に在学中あるいは修了後に保健学科同窓会に納入した保健学科同窓会費4万円より看護学専攻分科会費として2万円が納入される。すでに会費を納入している本会の会

員は2万円の納入は免除される。

- (4) 信州大学医学部保健学科看護学専攻生が助産学を専攻した場合は、同窓会費2万円のうち1万円を桐の木会の会費として納入する。
- (5) 特別会員は会費の徴収をしない。
- 2 代表者名で金融機関に同窓会の口座を設け、会計が通帳・印鑑を管理する。
- 3 会計は、会計年度終了後に速やかに決算報告書を作成し、監査を受ける。
- 4 本細則の改正は、同窓会総会で行う。

附 則

この細則は、平成18年7月29日から施行する。
 この細則は、平成19年7月14日から施行する。
 この細則は、平成21年7月11日から施行する。

アルプス会会計申し合わせ事項

- 1 理事会、役員会を開催した際には、役員に対して日当1,000円を支給する。
- 2 事務局の運営費として年3万円を支給する。
- 3 会則第5条三に基づき、災害義援金等の社会貢献を行う。義援金等の寄付を行う基準は日本看護協会が呼びかけたものとし、役員会の審議を経て寄付を行うものとする。
- 4 正会員ならびに特別会員に関わる弔事の対応については役員会で検討し、香典あるいは弔電をもって5,000円を超えない範囲で対応する。

- 5 総会当日に各回生において同級会を開催する場合は、その支援費として、10名以上の参加につき、2万円を支給する。この申請については事前に事務局宛てに連絡する。なお、支給については同窓会当日の総会会場とし、同級会を開催したことを事務局に報告する。

この申し合わせは、平成18年7月29日から施行する。
 この申し合わせは、平成22年7月10日から施行する。
 この申し合わせは、平成24年7月14日から施行する。

2009年卒業

思い出の写真

保健学科3回生のアルバムより

協力：南山孝幸さん



ほろ酔い気分
で



大変な実習を
みんなで乗り越えて



お世話になった先生方、本当にありがとうございました!